

# ウオッチング多摩ニュース

第89号

2018年12月3日  
ウオッチング多摩の会

## 議会が体を成していない、虚しさが溢れる！

9月定例議会に想う

ウオッチング多摩の会 神津 幸夫

9月議会は決算認定議会でもあったが、虚しさだけが残るものだった。地方自治制度の課題として久しく言われてきたことを再確認してみたい。

### 住民参加の道が開けるはずだった

地方分権一括法の施行(2000年)で多摩市も地域における自主・独創的な経営の自由度が高まり、ニュータウンのまち創りに期待が膨らむものになった。従来の行政主導の多摩市経営を変えられる可能性があり、前渡辺市長時代から「行政に経営センスを」と取り組み、副市長をはじめ行政スタッフの前向きな姿勢により光明がさした。住民参加が不

可欠とされる住民投票・参加・協働というシステムの拡がりなど、充て職から公募制さらには抽選制(無作為抽出など)といった住民参加の道が大きく開けるはずで、次の市長にその期待は膨らんだ。

### カタカナ踊りで煙に巻く市長！

阿部市長が掲げた旗は「ポジティブ」「ホスピタリティ」などとカタカタ語が多い。私の英語理解力が乏しいのだろうが、この言葉と市政のギャップの大きさに失望している。現市政は公共施設の見直し再配置を掲げ、パルテノン大規模修繕、図書館本館建設等など前向きに取り組んでいるが、ポジティブの意味は外見(建物)より、まず中身(担う人)の充実を優先させることにあるはずだ。計画・建設に当たって市民参加のもと十分に議論を尽くしてきたと言うが、行政方針のゴリ押しに虚しさは深まるばかりだ。

9月議会の虚しさは、民意反映に基づくガバナンス(統治)としての政治的機能を持つ二元代表制が議会において機能していないところにある。具体的には、本件二件、他一連の不祥事報告に表れている。

市長と議会の対立か、会派が相乗りした市

今号の特集



## 税金で支払った不祥事

投稿 きくち 克行  
不正入園、保育園問題

投稿 田上 順次

長「与党」か。対立型が二元代表制の趣旨に合致するが、これがコスト増を招くとはいえない。あろうことか議員から議論を打ち切るのでは、議会の存在価値が希薄になってしまう。市民が多様な制度を選択できること、これを可能にする仕組みの「場」創りこそ、議会の役割ではないのか。先に行った幣会の市長質問会の席上、「市民の政治への参加」の問いに、市長は「これは永遠の課題」と一言で片づけてしまったが、言い逃れとしか聞こえずその気は全くないと思われる。仕方ない。

次年度の市議会選挙を迎えるにあたり、まち創りに私たちの意見が届けられる議会・議員を選ぶことから始まることを自覚しなければならぬ。



意味不明のカタカナ語は勘弁！

# 税金で支払った不祥事

投稿 きくち 克行

「多摩市はひどいね。市民は怒っていないの?」

知り合いの男性弁護士から「多摩市はひどいね。首都圏でこれほど立て続けに不祥事が続く市はないよ。市民は怒っていないの?」市議会は何も行動を起こさないの?」と呆れ顔でいわれた。つい最近のことです。

彼が指摘したのは「たま広報10月20日号」3ページ左上「不適正な事務処理について(お詫び)」と小さく記載された不祥事の数々。この内容では詳細は全く分かりませんが、また、「たま市議会だより11月5日号」7ページにはこの不祥事に関してもう少し詳しく記載されています。しかし、市役所、市議会をそろって提示していない「事件」がありました。

コトの発端は今年2018年3月26日付けで阿部裕行多摩市長宛に出された



不正な行政がまかり通っている!

市職員(当時〓担当課長)の内部告発です。A4版24ページに渡る文書で6件の不正行為が克明に語られています。

告発を受けた多摩市は、市外の弁護士事務所へ調査を依頼しました。その後、「報告はいつ頃になるのか」の問い合わせに「(今年)6月頃に中間報告が出来るかもしれない」と回答していましたが、市議会への報告は10月1日です。当然、私たち多摩市民が知るのには、その日以降となります。実はここに、大きな疑問が一つ残ります。市が調査を依頼した弁護士からの報告は8月31日です。なぜ1カ月も間を置いてから市議会に報告したのでしょうか。また、6月頃に、とされていた中間報告がなぜ延期されたのか。

ナゾを解く鍵が一つあります。今回指摘された不祥事の多くに「係わっていた」とされる当時の副市長が6月30日付けで退任しました。副市長は市の特別職ですから、退任に付いて議会に報告されます。その際、今回報告されたような内容が明らかになつていたら、議会として当然、意義あり!となつたと推測できます。

内々で「なかつたこと」にした

不祥事

まずは多摩市が告発内容の調査を依頼し

た弁護士の報告書を見ましよう。

告発事実① 市職員が30通以上の偽造診断書を用い3年以上の休職を取得。発覚するも副市長(当時)が人事等の担当職員に口令を敷き、自主退職で処理しよう内々に諮った——という疑い。

△調査した弁護士からの報告△ 関係職員らから聴取したところでは、副市長(当時)から(不正休職した職員に対し)自主退職を進めるよう強く命令を受けた事実はなく、一つの選択肢として、自主退職を進めることができないか検討して欲しいと言われたに過ぎない。【以下略】

3年以上の間、ニセの診断書で休職を続けるなどという行為は民間企業では到底考えられません。公務員の場合、これは明らかに犯罪行為です。しかも、担当上司が事実を知りながら放置していたとするなら、その人たちも地方公務員法の処罰の対象になる可能性があります。結果、多摩市はこの問題職員を懲戒免職とし刑事告訴するとともに民事訴訟で損害賠償請求を行った——と報告されています。

それにしても、弁護士の調査報告書にあるように、ニセの診断書で3年以上もの休職を取っていた職員に△自主退職を選択肢として検討させる△などということが許されるのでしょうか。完全なコンプライアンス違反

じやないですか。

私たち多摩市民は、このような許されない事実を全く知らされていませんでした。先に紹介した「たま広報」や「市議会だより」でも一切、触れられていません。まるで「無かったこと」のような対応です。こうなると、何かウラ事情があるのでは?と勘繰りたくもありません。

ウオッチング多摩の会では、10月15日にパルテノン多摩会議室で開いた「多摩市長と市民の対話集会」(ウオッチング多摩ニュース88号で詳細を記述してあります)で、この点を市長に質しました。

「刑事告訴は何処の警察署に、いつ届けたのか」「捜査はなされているのか」「問題職員がウソの診断書を出して休職していた期間に、給与、社会保険料などで市が支払った損害額はどのくらいなのか」「損害賠償請求の額はいくらか」

税金を払っている多摩市民としては当然の質問ですが、阿部裕行市長の回答は曖昧でした。「副市長としてはふさわしくなかったかもしれない。厳しく言いましたよ」

## システムの違法発注を

### 「適法に処理」?

告発事実② さらに問題の多い不祥事も

明らかになりました。下水道業務システムの違法発注です。この事件は先に紹介した「たま広報」「市議会だより」でも報告されていません。市議会だよりでは、予算外、契約外で4709万400円もの多額の業務の発注内示を、決裁権のない職員が行ったとして「違法性は重大であり、市に財産的損害を生じさせる危険性を孕(はら)んだ行為である」と糾弾しています。一方、たま広報では問題となった金額や具体的事実を説明していません。一応、市民へ報告はしましたよという姿勢がありあります。繰り返しますが市の運営は税金でなされています。納税者への報告義務について多摩市ではどう考えているのでしょうか。

ここで民間企業に置き換えてみましょう。株式会社は株主へさまざまな企業情報を提供する義務があります。市役所の「株主」は市民です。ニッサンのゴーン前会長ではありませんが、不都合な事実を隠すのは、多摩市民に対する報告義務違反じゃありませんか。

### まだまだある不正行政!

告発事実はマダマダ続きます。

③市の委託工事で委託料清算に不適切な処理があった疑い

④多摩市と学校跡地の土地交換契約に向

けた協議に不適切な処理があった疑い  
⑤①から④の不適切な処理に副市長(当時)の関与があった疑い

⑥人事等において公正性、透明性を欠く組織運営がされているとの疑い

何ともやりきれないほどの疑いばかり。疑いを抱かれる、即、市の不祥事です。不祥事への関与を指摘された当時の副市長は、給料の10分の1の3カ月分に相当する金額を自主返納したいと市に申し出た、と「たま広報」に記載されています。この事実をもって、何故6月に中間報告がなされなかったのかを疑うのは下衆の勘繰りでしょうか。

不祥事報告に対し10月5日の市議会でも質疑が行われました。

なぜ、6月に中間報告が出来なかったのかと質問した議員は2人。

なぜ、議会への報告が10月1日になったのかと質した議員は1人。

この疑惑調査で弁護士に支払った費用を尋ねた議員が1人。

いずれの質問でも議場はなぜかシラーツとした空気に包まれたのが印象的でした。



法律違反の土地交換を隠し、慌てて図書館の場所を決めた!

# 不正入園、保育園問題

投稿 田上 順次

事件の概要は、2014年11月多摩市の子育て支援課長(当時)が、市内の認可保育園に市職員の子ども(0歳児)の入園を求め、定員を理由にいったん断られたものの、最終的に入園させた(同年12月)。問題を発見した同課の女性職員(Y)が調査を始めたところ、Yに対し極めて異例かつ異常な人事異動が行われた。この事実に対し、Yの同僚の元子育て支援課の職員(X)は公益通報書を提出したが無視され、住民監査請求をするも却下された。Xは2017年10月、東京地裁に訴訟(住民訴訟)——①財政支出の違法性、②基準の訴求改正の違法性——を提起した。詳細は「弁護士ドットコム」ホームページ [https://www.bengo4.com/gyosei/n\\_7313/](https://www.bengo4.com/gyosei/n_7313/) 及び [https://www.bengo4.com/gyosei/n\\_7565/](https://www.bengo4.com/gyosei/n_7565/) をご参照ください。

訴訟が提起されたことを2018年1月16日の週刊朝日が報じたところ、我が阿部市長は18日に臨時記者会見を開き、いろいろ



ろおしゃべりしたが、内容は納得し難いものであった。私たちウオッチング多摩の会では、東京地裁に出向き、関係資料の閲覧、解読に多くの時間を費やし、その結果、阿部市長の説明は当該児童の環境をことさらに強調し、世間の同情を集めるための情報操作でしかないことが明らかになった。庁内で事件の検証会議なるものを立ち上げたが、メンバーは市の職員だけで、議員や第三者が一人もおらず、議会に相談もなく、内容も開示せず、市側の保身のために結論を出すものと言わざるを得ない。

市民15万人全員が  
ウオッチャーであり  
サポーター!

議会にも隠蔽し続けたことについて、折戸議員、大野議員が追及したものの、議会としての反応は信じがたいほど寂しいものであったことは残念でならない。この件は議員の所属党派とかの問題ではなく、議員一人一人の良心に問いかけることではないだろうか。多くの議員は阿部市長の事後説明に納得したのだろうか?

裁判の進捗については当初、市側は原告の訴えに向かい合うことなく、訴訟の却下を求め続けたが、裁判長から市側に資料提出が求められるようになってから裁判の雰囲気は変化したようである。今日まで7回の公判が

開かれており、結審は来年に持ち越されることになった。私たちウオッチング多摩の会では勝訴を信じて見守っていきたい。

この事件は一連の不祥事に見られる、恐るべき隠蔽体質の一端であり、市民の心配とともに、多くのまじめな職員の方々が置かれた職場環境、雰囲気を想像するとき、職員の皆さんに同情を禁じ得ません。私たちウオッチング多摩の会は、市民とともに、皆さん、職員の方々と協力して市政の改善に取り組むたいと真剣に考えています。ともに頑張りましょう!

## 入会申込書

氏名  
住所  
電話・FAX  
メールアドレス

### ■会費・カンパ振込先■

みずほ銀行多摩センター支店 1197246  
「多摩市議会ウオッチングの会」

### ■申し込み■

「ウオッチング多摩」の会 代表 神津幸夫  
〒206-0034 多摩市鶴牧3-14-2-102 042-372-9496  
HP: <http://watching-tama.com/>

★入会金は必要ありませんが、会報発行等の活動維持のために年会費2000円を頂いております。